

# 社会の多文化化と政策の対応

——日韓比較の視点から——

金 兌 恩

## 1. はじめに

グローバル化の進展とともに世界各地では多文化・多民族化が進んでいる（Appadurai 2006 = 2010）。近年、こうした現状は比較的に同質性が高いとされてきた日本と韓国でも見られ、議論が広がっている。その背景には、日韓社会において深刻化していく少子高齢化の問題、それに伴う人口減少、とりわけ、生産人口の減少や労働力不足の問題が重要な位置を占めている。その改善策としては、女性の社会進出の拡大や、出産・育児の支援政策の拡大、高齢人口の就労促進なども挙げられてきたが、産業現場や経済界で早くから注目されてきたのが外国人労働者の受け入れの拡大であり、それについては政府レベルでも検討が重ねられてきた。

日本の国立社会保障・人口問題研究所が2012年1月に発表した「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると、日本の総人口は、2010年の1億2,806万人から減少し続け、2030年1億1,662万人、2060年には8,674万人となり、2060年までの50年間で人口は4,132万人の減少（2010年比32.3%減少）が推計されている。0歳から14歳までの年少人口（以下、年少人口）は、2010年の1,684万人から2046年には1,000万人を割り、2060年には791万人（2010年比47%減少）になることが推計されている。15歳から64歳までの生産人口（以下、生産人口）は2010年の8,173万人（63.8%）から減少を続け、2060年には4,418万人（50.9%）になるのに対し、65歳

以上の高齢人口（以下、高齢人口）は、2010年の2,948万人から、団塊の世代及び第二次ベビーブーム世代が高齢人口に入った後の2042年に3,878万人とピークを迎え、その後は減少し続け、2060年には3,464万人になるという。そのため、総人口に占める高齢人口の割合（以下、高齢化率）は2010年の23.0%から、2060年には39.9%となることを見込まれている<sup>1)</sup>。

韓国の状況も日本と類似している。韓国の統計庁によると、総人口は2010年の4,941万人から2030年には5,216万人まで成長した後、減少に転じ、2060年に4,396万人になり、2060年までの50年間で人口は545万人の減少（2010年比11.0%減少）が見込まれている。年少人口は2010年の798万人から2016年まで100万人以上成長し、2060年には447万人（2010年比56%減少）と見込まれている。生産人口は2016年に全人口の72.9%（3,704万人）を頂点に減少し続け、2060年には49.7%（2,187万人）になることが推計されているのに対して、高齢人口は2010年の545万人（高齢化率は11.0%）から、2030年には2.3倍（1,269万人、24.3%）、2060年には3倍以上（1,761万人、40.1%）増加し、日本での高齢化率を少し上回るようになることが推計されている<sup>2)</sup>。2010年から2060年まで、韓国における人口減少の予測速度は、すでに人口減少期に入っている日本よりは遅れているが、生産人口の減少や高齢化率の増加速度は日本を上回るほど、急速な進行が予想されている。このように若干の違いはあるとしても、二つの社会においては、2060年、

人口の約40%が65歳以上になるとの予測が出されている点で共通している。

本稿では、「単一民族」の言説が存在し、現在にも外国人比率が全人口の2、3%前後に過ぎないほど比較的的同質性の高い社会であり、近年においては少子高齢化による外国人受け入れ問題についての議論が広がっている日本と韓国の社会において、多文化・多民族化の現状の特徴及び多文化化に向けての政策対応について、比較の視点から検討していく。

## 2. 多文化・多民族化の歴史と現況

### 2-1. 日本における多文化化の歴史と現況

第二次世界大戦の終戦後（以下、戦後）、日本においては、旧植民地出身者である朝鮮人や中国人が1951年のサンフランシスコ講和条約の締結（発効は1952年）後、日本国籍を失うことで、在日外国人という立場になった。いわゆる、オールドカマー外国人である。1965年の「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」（以下、日韓基本条約）や「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」の締結後、韓国籍者だけにいわゆる「協定永住」の資格が与えられた。その25年後の1991年、在日韓国・朝鮮籍者や台湾籍者に「特別永住」としての法的地位が付与された<sup>3)</sup>。韓国・朝鮮籍者は、戦後から1950年代までは在日外国人の90%以上を占めており、1960年代から1980年代前半までも80%台を維持するなど、日本に居住する外国人の中で圧倒的な最大集団であった<sup>4)</sup>。

しかし、バブル景気の影響による労働力不足問題の解決に向けて、1989年に出入国管理法及び難民認定法の改定が行われ（施行は1990年）、日系ブラジル人をはじめ日系南米人の来日が容易になり、1980年代後半以降には日系南米人が急増するようになった。こうした現状を受けて、比較的に新しく来日した外国人は、移住の時点や背景

などが著しく異なる在日韓国・朝鮮人と区別する視点から、ニューカマー外国人<sup>5)</sup>と呼ばれるようになった。また、中国の開放政策に伴い、中国人の国外移動が世界中に広がる中で、日本における在留中国人数も、ほぼ毎年増加し続け、2007年には在日韓国・朝鮮籍者数を上回る最大の在日外国人グループとなった。こうした中で、在日外国人のうち韓国・朝鮮籍者が占める割合は1990年代から急激に落ち始め、2000年代半ばからは20%台まで落ちた。言い換えると、在日外国人の集団もより多様化されたのである。

このような多文化・多民族化の歴史的な背景の下で、在日外国人の現況はどうなっているのか。法務省によると、2014年末現在、日本に居住する中長期在留外国人（3ヶ月以上滞在する外国人）と特別永住者数<sup>6)</sup>（以下、両者を合わせて「在日外国人」と呼ぶ）は、前年比2.7%増加した212万1,831人であり、2013年度に続けて2年連続増加を見せている<sup>7)</sup>。その数は全人口の約1.7%に当たる。

国籍別にみると、中国が65万4,777人で最も多く（30.9%）、次は韓国・朝鮮が50万1,230人（23.6%）、続いて、フィリピンが21万7,585人（10.3%）、ブラジルが17万5,410人（8.3%）、ベトナムが9万9,865人（4.7%）、アメリカが5万1,256人（2.4%）、ペルーが4万7,978人（2.3%）、タイが4万3,081人（2.0%）、ネパールが4万2,346人（2.0%）、台湾が4万197人（1.9%）である。特徴としては、ベトナムとネパール、台湾の国籍者の増加と、韓国・朝鮮とブラジルの国籍者の減少が目立つ。

在留資格別にみると、永住者が67万7,019人で最も多く（31.9%）、その次が特別永住者（35万8,409人、16.9%）で、この二つの資格を持つ永住外国人が全体外国人のほぼ半分を占めている。続いては、留学が21万4,525人（10.1%）、技能実習が16万7,626人（7.9%）、定住者が15万9,596人（7.5%）、日本人の配偶者が14万5,312人（6.8%）、家族滞在が12万5,992人（5.9%）

などの順である。前年と比較してみると、特別永住者（-4.0%）や日本人の配偶者（-3.9%）、定住者（-0.5%）の減少と、留学（11.1%）と永住者（3.3%）の増加などが目立つ。ここで単純労働者の不足問題の解消と関わっていると思われる資格としては定住者と技能実習が挙げられている。実際、彼らが単純労働者として働いている場合が少なくないことが指摘されており（佐野 2010）、とりわけ、最近においては技能実習制度への見直しの必要性について、業界だけではなく、政府レベルでも議論が重ねられている。

ここ数年間の在日外国人をめぐる主な特徴としては、2008 年秋のリーマンショックの影響を受けて、日本においても不況が続き、製造業などに従事してきた日系南米人の失業者や帰国者が増加し、日系南米人が 38%（2014 年末基準）を占めている定住者の数が多く減少し続けていること<sup>8)</sup>、在日韓国・朝鮮人が 99% を占めている特別永住者が毎年減少し続けていること、そして永住者や留学生の増加傾向などが挙げられる。

居住地域別に外国人現況をみると、東京都に全体外国人の 20.3%（43 万 658 人）が居住しており、続いては大阪府（20 万 4,347 人、9.6%）、愛知県（20 万 673 人、9.5%）、神奈川県（17 万 1,258 人、8.1%）、埼玉県（13 万 92 人、6.1%）などの順である。前年と比較してみると、ニューカマーの割合が高く、より多様な外国人構成を見せる東京都や神奈川県、埼玉県においては在日外国人の増加率が高いのに対して、在日韓国・朝鮮人の割合が高い大阪府、そして日系南米人の割合が多い愛知県においては外国人数がほぼ停滞している<sup>9)</sup>。

## 2-2. 韓国における多文化化の歴史と現況

韓国では、政府樹立以前から韓国に居住していた韓国華僑が、いわゆるオールドカマーに当たる。韓国華僑の歴史は約 130 年前の壬午軍乱<sup>10)</sup>まで遡り、当時、日本と中国（当時の清国）の間での勢力争いの中で、清国の朝鮮半島への勢力拡張を

ために派遣された軍隊と同伴してきた商人たちが韓国華僑の始まりである。韓国華僑の多くは、主に貿易業や漢方業、商業、飲食業などに従事しながら商圈を形成してきたが、その後、日本と韓国、中国との関係に影響されながら増減を見せてきた。

その背景をみると、1937 年の日中戦争、その後の国共内戦を経て、主に中国の山東省から多くの中国人が韓国の仁川にやってきており、1942 年、その数は 8 万人を超えるようになった。しかし、韓国戦争と朝鮮半島の南北分断を経て、その数は激減し、1954 年には 2 万 2,090 人まで減少し、1990 年代初まで 2、3 万人台に留まっていた。1992 年、韓中国交樹立をきっかけに、韓国華僑に対する規制が緩和されるようになったことや、台湾国籍を持つオールドカマーの華僑のほかにも中国本土から多くのニューカマー中国人が来韓するようになったことで、韓国華僑社会に大きな変化が現れた<sup>11)</sup>。

法務部の発表による滞留外国人数（2014 年末現在）は、前年比 14.1%（22 万 1,584 人）が増加した 179 万 7,618 人であり、全体人口の 3.6% を占めている。最近 5 年間で毎年 9.3% の増加率を見せている。その中で長期滞留外国人（90 日を越えて滞留する登録外国人と外国籍同胞のうち国内居所申告者を合わせたもの）は 137 万 7,945 人であり、短期滞留外国人が 41 万 9,673 人である。

以下では、日本と韓国の比較を試みるために、91 日以上滞留する登録外国人を基準とし、分析を行う。2014 年末現在、登録外国人は 109 万 1,531 人であり、国籍別には、中国が 54 万 6,746 人で最も多く、全体の外国人の半分を占めている。そのうち韓国（朝鮮）系中国人（中国朝鮮族）が 69% である。その次は、ベトナムの 12 万 2,571 人（11.2%）が第二グループを形成しており、続いて、フィリピン 4 万 3,155 人（4.0%）、インドネシア 3 万 8,718 人（3.5%）、カンボジア 3 万 7,299 人（3.4%）、ウズベキスタン 3 万 4,710 人（3.2%）、タイ 2 万 6,827 人（2.5%）、ネパール、アメリカ、スリランカ（それぞれ 2.3%）の

順である。

日韓の状況を比較してみると、両国ともにアジアからの移住者が多く（日本は81.6%、韓国は93.5%）、とりわけ、中国籍者の集団が最も多い（日本は30.9%、韓国は50.1%）。韓国においては、全体外国人の半分を占める中国籍者のうち、民族的ルーツを同じくする韓国（朝鮮）系中国人がほぼ7割を占めている点で、日本と異なっている。一方、日本においては、ブラジルやペルーの国籍を持つ集団が10.5%を占めており、その中には日本人と民族的ルーツを同じくする日系ブラジル人や日系ペルー人が多く含まれているという特徴がある。両国ともに、韓国（朝鮮）系中国人と日系南米人に代表される、外国の国籍を持ちながら民族的ルーツを同じくする集団が存在し、その多くが非専門労働者として働いているという点で共通している。また、日本においては、長年圧倒的な多数を占めてきた旧植民地出身者である韓国・朝鮮籍者の集団の存在も、重要な特徴の一つであるといえよう（表3）。

在留資格別にみると、2007年から中国及び旧ソ連地域に居住する25歳以上の海外同胞が韓国で就業活動（特別雇用許可制）を可能にするために新設された訪問就業の資格を持つ者が27万9,291人（25.6%）、2004年に施行された雇用許可制（一般雇用許可制）<sup>12)</sup>を利用して入国する外国人のために新設された非専門就業の資格を持つ者が26万5,256人（24.3%）で全体外国人の半分を占めている。続いては、結婚移民が11万8,995人（10.9%）、永住が11万2,519人（10.3%）、訪問同居が6万9,343人（6.4%）、留学が6万1,068人（5.6%）、居住が3万7,364人（3.4%）などの順である。

日本と韓国の在留資格の上位3位までをみると、日本では永住（永住者と特別永住者）と留学の在留資格に、韓国では就業（訪問就業と非専門就業）と結婚移民者の在留資格に、それぞれ集中している。外国人人口の増加時期や非専門労働者の受け入れ制度の相違などもあり、日本において

は、日本に永住する資格を持つ外国人の割合（永住者31.9%と特別永住者16.9%）が半分近くを占めるほど高く、留学生の割合も10.1%で韓国と比べて高い。一方、韓国においては、外国人のうち雇用許可制とかかわる訪問就業と非専門就業の資格を持つ就業者の割合が半分（49.9%）を占めており、結婚移民者の割合が10.9%である。いずれも、上位3位までの在留資格を持つ外国人が全体外国人の6割以上を占めている。また、日本において、技能実習の割合は7.9%であり、定住者までを合わせても15.4%に過ぎないなど、韓国に比べて、全体外国人のうち非専門就業とかかわる在留資格を持つ外国人が少ない（表4）。

居住地域別に外国人現況をみると、工場地帯が多い京畿道に32.3%（35万2,166人）が、ソウルに24.4%（26万6,360人）が居住しており、仁川（5.1%、5万5,323人）までを含むと、全体外国人の61.8%がソウルと仁川、京畿道に集中している。続いては、結婚移民者の居住者が多い慶尚南道に7.1%（7万7,778人）、忠清南道に5.3%（5万7,287人）、慶尚北道に4.4%（4万7,805人）居住している。日本における状況と比較してみると、国土の面積や上位外国人の在留資格の相違なども影響しているだろうが、韓国における外国人の特定地域への集中度が高いことが窺われる（表5）。

次章では、外国人関連法とその変遷、背景について検討していく。

### 3. 外国人関連法

#### 3-1. 日本における外国人関連法

現在、在日外国人とかかわる法律は「出入国管理及び難民認定法」であり、この法律は1951年に公布・施行された「出入国管理令」に基づいている。同令には、1982年の難民条約及び難民認定書への加入に伴い、1982年1月1日から出入国管理令に難民認定関連手続きに関する条項が追加され、現在の「出入国管理及び難民認定法」と

表3 日本と韓国における国籍別外国人現況（2014年末現在）

順位	日本における外国人			韓国における外国人		
	国籍	人数(人)	構成比(%)	国籍	人数(人)	構成比(%)
1	中国	654,777	30.9	中国	546,746	50.1
2	韓国・朝鮮	501,230	23.6	ベトナム	122,571	11.2
3	フィリピン	217,585	10.3	フィリピン	43,155	4.0
4	ブラジル	175,410	8.3	インドネシア	38,718	3.5
5	ベトナム	99,865	4.7	カンボジア	37,299	3.4
6	アメリカ	51,256	2.4	ウズベキスタン	34,710	3.2
7	ペルー	47,978	2.3	タイ	26,827	2.5
8	タイ	43,081	2.0	ネパール	25,493	2.3
9	ネパール	42,346	2.0	アメリカ	24,890	2.3
10	台湾	40,197	1.9	スリランカ	24,582	2.3
	その他	248,106	11.7	その他	166,540	15.3

\* 出所：日本のデータは日本法務省、韓国のデータは韓国法務部より。

\*\* 韓国データは、観光などの短期滞在者を除くために、91日以上滞在する登録外国人のみを基準としている。

表4 日本と韓国における在留資格別外国人現況（2014年末現在）

順位	日本における外国人			韓国における外国人		
	在留資格	人数	構成比	在留資格	人数	構成比
1	永住者	677,019	31.9	訪問就業	279,291	25.6
2	特別永住者	358,409	16.9	非専門就業	265,256	24.3
3	留学	214,525	10.1	結婚移民	118,995	10.9
4	技能実習	167,626	7.9	永住	112,519	10.3
5	定住者	159,596	7.5	訪問同居	69,343	6.4
6	日本人の配偶者	145,312	6.8	留学	61,068	5.6
7	家族滞在	125,992	5.9	居住	37,364	3.4
	その他	273,352	12.9	その他	147,695	13.5

\* 出所：日本のデータは日本法務省、韓国のデータは韓国法務部より。

\*\* 韓国データは、観光などの短期滞在者を除くために、91日以上滞在する登録外国人のみを基準としている。



表5 日本と韓国における在留地別外国人現況（2014年末現在）

順位	日本における外国人			韓国における外国人		
	在留地	人数	構成比	在留地	人数	構成比
1	東京都	430,658	20.3	京畿道	352,166	32.3
2	大阪府	204,347	9.6	ソウル特別市	266,360	24.4
3	愛知県	200,673	9.5	慶尚南道	77,778	7.1
4	神奈川県	171,258	8.1	忠清南道	57,287	5.3
5	埼玉県	130,092	6.1	仁川広域市	55,323	5.1
6	千葉県	113,811	5.4	慶尚北道	47,805	4.4
7	兵庫県	96,530	4.5	釜山広域市	38,315	3.5
	その他	273,352	36.5	その他	196,479	18.0

\* 出所：日本のデータは日本法務省、韓国のデータは韓国法務部より。

\*\* 韓国データは、観光などの短期滞在者を除くために、91日以上滞在する登録外国人のみを基準としている。

なった。それに伴い、国民年金法、児童手当法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当法における国籍条項が撤廃されるようになり、その後、税金を払いながらも日本国籍を持っていないため、これらの手当の受給対象から外されていた外国人の権利拡大に大きな影響を与えた。1990年には、バブル景気を背景に、外国人労働者を受け入れるために定住者という在留資格が創設され、日系3世まで就労可能な地位が付与された。主にブラジル、ペルーからの日系南米人の入国が容易になり、1990年代前後から、いわゆる、ニューカマー外国人の急増につながった。しかし、日系南米人の受け入れやその後の待遇、子どもたちの教育問題、そしてリーマンショック後の日系南米人の失業や帰国問題、それへの政府の対応などをめぐっては多くの批判があった（佐久間 2011、旗手 2014）。

2000年代後半以降の改正をみると、2007年には、政府招待者、特別永住者、16歳未満の者以外の外国人は、入国審査にあたって指紋採取と顔写真の撮影が義務化されるようになり、2009年には、外国人登録制度が廃止され、新たな在留管理制度が導入された。2009年の通常国会において、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との

平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、同年7月15日に公布された。主な内容は、①在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入、②特別永住者証明書の交付（以上、2012年7月9日施行）、③研修・技能実習制度の見直し、④在留資格「留学」と「就学」の一体化、⑤入国者収容所等視察委員会の設置（2010年7月1日施行）などである。また、2014年の通常国会においては、「経済のグローバル化の中で我が国の経済の発展に寄与する外国人の受け入れを促進する」ことを趣旨とした「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が可決・成立し、同年6月18日に公布された。主な内容は、①高度人材のための新たな在留資格「高度専門職」の創設、②在留資格「投資・経営」を「経営・管理」へ変更、③在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の一体化（以上、2015年4月1日施行）、④在留資格「留学」が付与される人の範囲を中学生や小学生までに拡大（2015年1月1日施行）、⑤上陸審査の円滑化に向けた新しい手続きなどである。最近の同法の改正からは、とりわけ、専門職の高度人材の誘致を促進す

るために、「高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度」を運営するなど、非専門職の労働者の受け入れよりは、より専門的な人材の確保に主眼が置かれていることが読み取れる。

### 3-2. 韓国における外国人関連法

韓国においては、政府樹立後の1949年11月、韓国華僑を主な対象に「外国人の入国出国と登録に関する法律」が制定され、1963年「出入国管理法」が制定されるまで運用された<sup>13)</sup>。韓国華僑を中心に関連法をみると<sup>14)</sup>、冷戦に終止符が打たれ、グローバル化が広がりを見せていた背景の下で、1995年12月1日「出入国管理法施行規則」が改定され、韓国華僑の居住許可期間が5年に延長されるようになり、法的地位は「長期滞在在外国人」となった。2002年には、永住権制度が導入され、永住権取得により「居住」資格の延長の手続きは不要となった（ただし、出国後1年以内の再入国の場合）。この時、多くの台湾籍の韓国華僑は「永住」資格を取得した。

1990年代以後、外国人労働者が増加するようになり、1990年代半ばからは韓国人と国際結婚をする外国人（とりわけ、韓国人の男性と国際結婚をするアジアからの女性）が増加し始め、2000年代には急増するようになるに伴い、在韓外国人はより多文化・多民族化された。こうした中で、2003年には外国人に義務づけられていた指紋押捺が廃止されるようになり、2004年1月には「住民投票法」が施行された。2005年8月には、「公職選挙法」の改正に伴い、「永住」の在留資格を取得してから3年以上経過した19歳以上外国人に選挙権が初めて付与された（李月順2010:57）<sup>15)</sup>。

続いて、1990年代以降増加したアジアからの外国人労働者に重点が置かれた制度について検討していく。韓国においては、1991年に海外投資企業向け産業技術研究生制度が、1993年には産業研修生制度（対象を中小企業に拡大）が、2000年には研修就業などが整備されたが、研修を建前

にしながら低賃金労働を本音としたこれらの制度は様々な問題を露呈していた。韓国における雇用許可制の評価に焦点を当てて日本と韓国の外国人労働者政策の比較を試みた佐野（2010）は、日本の研修生制度をモデルにしたこれらの制度は「本音（低賃金労働）と建前（研修）が分かれている日本に比べて、本音部分が全面に出され、（中略）様々な問題が発生した」（佐野2010:39）と指摘した。

しかし、外国人の単純労働者の増加や彼らの多くが不法状態に置かれていることへの問題意識の拡大から、2003年8月に雇用許可制について定めた「外国人労働者の雇用等に関する法律」が公布（施行は2004年8月）され、韓国における外国人労働者問題は大きな転換を迎えるようになった。これに伴い、出入国管理法施行令なども改正され、雇用許可制を利用して入国する外国人のための「非専門就業」という資格も新設された（白井2010:160）。雇用許可制の実施により、外国人の単純技能労働者を有期契約の正規労働者として政府の管理の下で受け入れるようになったのである。この制度の導入の趣旨としては、政府の統制が入ることで、不正雇用の防止、賃金差別の改善、人権保護の促進などの効果が期待でき、また急増する外国人との共生を掲げて、外国人との社会統合を目指すということが挙げられている。2007年1月には産業研修制度が廃止され、同年3月には外国国籍同胞訪問就業制の施行、2010年4月には雇用許可制の第5次改正が行われた（佐野2010:39）。

一方、2007年5月には、外国人の社会統合をめざす外国人政策の基本法として「在韓外国人処遇基本法」が制定（施行は同年7月）された。同法の目的は、「在韓外国人が韓国社会に適応して能力を十分に発揮し、国民と外国人の双方が理解し尊重し合う社会環境をつくることで、国の発展と社会統合に貢献すること」（第1条）である。2008年3月には、国際結婚による移民者に焦点を当てた法律として、「多文化家族支援法」

が制定された。同法は「多文化家族<sup>16)</sup>の構成員が、安定的な家族生活を営むことができるようにすることで、これらの者の生活の質の向上及び社会統合に貢献すること」(第1条)を目的としている<sup>17)</sup>。

様々な問題を抱えているものの、韓国においては、2000年代に外国人、とりわけ、外国人労働者とかかわる制度の整備が整えられた点で、「制度化」の段階に進入したと評価されている。佐野(2010)は、「『現代版奴隷制度』と国際的に非難される『日本モデル』である外国人研修・技能実習制度を韓国が廃止し、新制度にチェンジできた」とした上で、韓国では「雇用許可制にとどまらず、外国人参政権、統合政策などは日本の一歩進んでいる」と評価しており(同書:37)、その重要な背景として、その時期が韓国社会において民主化が進んでいたことを挙げている。また、白井(2010)は、「韓国はこれまで日本の『外国人研修・技能実習制度』を模倣した制度を設けるなど、外国人労働者の受け入れにおいて日本の政策を参考にし、いわば「後追い」してき」ており、「政策についても共通する部分が多かった」と指摘している。その上で、「しかし、ここ数年の間に、韓国の外国人政策は別の方向に舵を切りはじめ」ており、「外国人未熟練労働者を研修生としてではなく正規の労働者として受け入れ始め、国として外国人居住者の社会統合を打ち出し」たとし、韓国の外国人政策が「出入国管理政策から統合政策に軸足を移した」と論じた(白井 2010: 159-160)。

次に、こうした外国人関連法律や制度の枠組みの中で、最近、日本と韓国においては、外国人関連政策がどのような方向性を見せているのかについて見ていくことにする。

#### 4. 外国人関連政策の最近の方向性

本章では、2015年9月に日本の法務省により策定・発表された「第5次出入国管理基本計画」

と、韓国で2012年11月に第12次外国人政策委員会(委員長:国務総理)の審議・議決を経て確定された「第2次外国人政策基本計画」(2013-2017年)を検討することで、日本と韓国における外国人関連政策の最近の方向性について考察する。

##### 4-1. 日本における外国人関連政策の最近の方向性

出入国管理基本計画とは、「出入国管理及び難民認定法出入国の公正な管理を図るため『出入国管理及び難民認定法』第61条の10<sup>18)</sup>の規定に基づき、法務大臣が外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を定めるもの」(法務省のホームページ)であり、外国人の受け入れ問題についての政府の方針である。1992年、初めての出入国管理基本計画が策定されてから、2000年に第2次、2005年に第3次、2010年に第4次が策定されており、2015年9月には第5次出入国管理基本計画が策定、発表された。

同計画の基本方針としては、①我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ、②少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入についての国民的議論の活性化、③新たな技能実習制度の構築に向けた取組、④在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与、⑤観光立国実現に向けた取組、⑥安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進が挙げられている。

ほとんどの内容は、2010年に策定された第4次出入国管理基本計画の内容から引き継がれているのだが、ただ、第4次基本計画における「日系人の受け入れ」の問題に関する内容<sup>19)</sup>は、第5次基本計画には抜けている。

次に、少子高齢化による生産人口の減少問題の改善策として注目されている技能実習制度について触れておきたい。この制度は1981年に「研修」という在留資格の創設により、主に開発途上国から「研修(学習)」を目的とする外国人研修生を



表6 「第5次出入国管理基本計画」の主要内容

基本方針	具体的な施策の方針
①我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ	専門的、技術的分野と評価できるものについて、在留資格や上陸許可基準の見直しを行い、受入れを推進（現行方針どおり）／高度人材外国人の受入れ促進のための効果的な広報を実施／建設分野等緊急に対応が必要な分野等における適正な受入れを実施。業を所管する省庁の関与を前提とした枠組みの運用状況を注視・検証／留学生の適正・円滑な受入れや就職支援のための取組を継続
②少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入についての国民的議論の活性化	出生率の向上、生産性の向上、潜在的労働力の活用等の取組が必要／今後の外国人受入れの在り方を本格的に検討すべき時が到来／我が国の経済社会の変化等に伴い、新たに人材のニーズが生じる分野が専門的・技術的分野と評価できる場合には受入れを検討／専門的・技術的分野と評価されない外国人の受入れについては、経済的効果、社会的コスト、産業構造、適切な仕組み、環境整備、治安等幅広い観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ政府全体で検討（結論は予断せず）。このため、諸外国の制度等について把握し、国民の声を積極的に聴取
③新たな技能実習制度の構築に向けた取組	<p>(1) 適正化のための措置：実習修了時等に技能評価試験の受検義務付け等により効果測定を実施／外部役員又は外部監査の導入等により監査体制を強化／法令上の根拠を有する管理運用機関を創設し、行政機関の役割を補完／人権侵害等を行う団体・機関に対する罰則の整備等対応を強化／送出し国政府との政府間取決め作成など、送出し段階から適正化</p> <p>(2) 制度の拡充：優良な団体・機関の実習生の実習期間を延長／優良な団体・機関の受入れ人数枠を拡大／送出し国側のニーズ等に即して対象職種を拡大</p>
④在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与	地方公共団体との情報連携の適正な運用と更なる連携の強化／外国人を受け入れる際に共生のための施策を講じておくことが重要であり、共生社会の実現に向けた取組に積極的に参画
⑤観光立国実現に向けた取組	効果的な広報により自動化ゲート利用者の増加を図るとともに円滑に運用／「信頼できる渡航者」を自動化ゲート対象とする制度の円滑かつ効率的な運用に向けた取組の推進／顔認証技術を活用した日本人用自動化ゲートの導入を速やかに検討／クルーズ船乗客に対する円滑な入国審査手続を実施／航空機の旅客を外国の空港で事前にチェックするプレクリアランスの検討
⑥安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進	<p>(1) テロリスト等の入国を確実に阻止するための水際対策：個人識別情報を活用した上陸審査を推進するとともに顔写真の水際対策への活用等新たな技術の運用を検討／乗客予約記録（PNR）を含む情報を効果的に活用するなど出入国管理に関するインテリジェンス（情報収集・分析）機能を強化／海港や沿岸地域における積極的なパトロールの実施など船舶等を使った不法入国者への対策を強化</p> <p>(2) 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進：警察等捜査機関と連携し、不法滞在者等に対する摘発を実施するとともに、情報を活用した事実の調査等により、偽装滞在者対策を強化／被收容者の適正な処遇及び迅速な送還の実施</p>

基本方針	具体的な施策の方針
⑦難民の適正かつ迅速な庇護の推進	<p>(1) 真に庇護すべき者を迅速かつ確実に庇護するための取組：「新しい形態の迫害」に係る保護を図るための仕組みを構築 / 国際的動向・国際人権法規範を踏まえた「待避機会」としての在留を許可する対象の明確化を検討 / 認定判断の明確化及び制度の透明性の向上 / 審査体制・基盤の強化及び出身国情報等の収集・分析体制の充実 / UNHCR 等との連携による研修の充実・強化により専門的人材を育成 / 難民条約上の難民に明らかに該当しない内容の申請等については、申請者が十分主張を行う機会を確保しつつ、迅速に処理 / 難民申請中の就労許可について、一定の条件を設ける仕組みを検討 / 濫用的再申請への対応について、法制度・運用両面から検討を継続</p> <p>(2) 第三国定住による難民の円滑な受け入れを推進</p>
その他	出入国管理体制を整備、国際協力を更に推進、人身取引被害者等への配慮

\* 出典：日本法務省のホームページ（[www.moj.go.jp/content/001158417.pdf](http://www.moj.go.jp/content/001158417.pdf)）。

受け入れてきた「外国人研修制度」に根ざしている。1993年には、労働者としての生産活動に重点を置いた「技能実習制度」が導入されて、研修生・技能実習制度として二元化され運営されてきたが、2010年7月「出入国管理及び難民認定法」が改正され、新しい「外国人技能実習制度」が施行されるようになった。その背景には、低賃金や人権侵害など従来の外国人研修制度に対する国内外からの批判があり、新しい制度の実施により「外国人労働者に労働法が適用され、受け入れ企業に対する監督・支援機能が強化された点で評価される」が、「依然としてG2G [政府対政府] になっておらず、民間機関やブローカーの介在を許すシステムになっている」（〔 〕：筆者注）点では改善の余地が多いことが指摘されている（佐野2010：51）。宮島は、「『技能、技術若しくは知識の習得』、つまり技術移転という名目は、実際に追求されている目的と乖離するものであり、変えるべきである」とし、外国人労働者を「バックドア」または「サイドドア」ではなく「フロントドア」からの受け入れに転じる必要があることを主張している（宮島2014：49）。さらに、製造業の現場で日系南米人が急激に減少し、その空白を外国人技能実習生が埋めているとの現場での声も出

ている中で<sup>20)</sup>、彼らの最大滞在期間が3年となっていることも批判的な議論点の一つであった。昨年の第5次出入国管理基本計画においては、優良な団体・機関の実習生の実習期間の延長などを認める方向で見直しを行うことが言及されているが、今後、この制度の「適正化」がどのような方向へ向かっていくかが注目されている。

#### 4-2. 韓国における外国人関連政策の最近の方向性

韓国においては、「在韓外国人処遇基本法」第5の1<sup>21)</sup>に基づき、法務部長官は関係する各行政機関の長と協議し5年毎に「外国人政策基本計画」を樹立することになっている。さらに、「在韓外国人処遇基本法」第6条<sup>22)</sup>に基づき、各行政官庁の長官及び地方自治体は年間施行計画を策定し、毎年提出するよう義務付けられている。2008年12月に、国務総理を委員長とする第4次外国人政策委員会が開催され、「第1次外国人政策基本計画」（2008-2012年）が審議・確定されており、2012年11月28日、第12次外国人政策委員会の審議・議決を経て「第2次外国人政策基本計画」（2013-2017年）が確定された。

同基本計画には、①開放：経済活性化支援と人

表7 「第2次外国人政策基本計画」(2013-2017年)の概要

ビジョン	世界人とともに成長する活気にあふれた大韓民国	
	政策目標	重点課題
政策目標及び 重点課題	1. 開放 経済活性化支援と 人材誘致	①内需活性化への寄与及び外来観光客の誘致 ②国家と企業が必要とする海外の人的資源の確保 ③未来の成長動力の拡充のために留学生の誘致 ④地域の均衡発展を促進する外国人投資の誘致
	2. 統合 大韓民国の共同価値が 尊重される社会統合	①自立と統合を顧慮した国籍及び永住制度の改善 ②体系的な移民者の社会統合プログラムの運営 ③国際結婚被害防止及び結婚移民者定着支援 ④移民の背景を持つ子女の健康な成長環境の醸成 ⑤移民者の社会統合のためのインフラの構築
	3. 人権 差別防止と文化の 多様性の尊重	①移民者の人権尊重及び差別防止の制度化 ②多様な文化に対する社会的寛容の拡大 ③国民と移民者が疎通するグローバルな環境の醸成
	4. 安全 国民と外国人が 安全な社会実現	①安全で信頼できる国境管理 ②秩序を違反する外国人に対する実効的な滞留管理 ③不法滞留管理のパラダイムの多様化 ④外国人に対する総合的情報管理能力の向上
	5. 協力 国際社会との共同発展	① 移民者出身国、国際機構などとの国際協力の強化 ② 国家の位相に符合する難民政策の推進 ③ 同胞社会との交流、協力の拡散

\* 出典：韓国法務省のホームページ。

材誘致、②統合：大韓民国の共同価値が尊重される社会統合、③人権：差別防止と文化の多様性の尊重、④安全：国民と外国人が安全な社会実現、⑤協力：国際社会との共同発展という5大目標が立てられており、それぞれの重点課題が設定されている。2015年度の審議・報告案件の特徴としては、大統領の発言として、次の2点が挙げられている（法務部 2015：4）。第一に、経済活性化などのために既存の外国人政策が根ざさせるように内実化を模索すること、第二に、低出産・高齢化に構えて長短期移民政策の基盤を設けることである<sup>23)</sup>。こうした点は、外国人政策が少子高齢化の問題との関連において言及されるほど、重視されていることが伺われる。

以下では、日本の第5次出入国管理基本計画と

韓国の第2次外国人政策基本計画を比較し、二つの社会における外国人政策の最近の方向性の共通点と相違点を検討する。

日韓の外国人関連政策の基本計画における共通のキーワードとしては、「活力・活気」、「外国人人材」、「留学生」、「観光客」、「安全」、「不法滞在」、「難民」などが挙げられる。つまり、ホスト社会が必要とする海外からの人材確保や、留学生の誘致、観光客の誘致の問題に共通して主眼が置かれている。「不法滞在者の管理」、「難民対策」、「安全な国境管理」の問題への関心も共通している。

相違点としては以下の点が挙げられる。第一に、日本においては一貫して「外国人」という表現が使われている一方、韓国では「外国人」と「移民

者」という表現が使い分けられており、「(海外)同胞」という表現も見られる。韓国では結婚移民者の割合が高く、結婚移民者を他の外国人、とりわけ、外国人労働者問題とは分離して扱っており、外国人政策も結婚移民者と移民の背景を持つ子どもたちに重点が置かれている。第二に、日本では外国人との「共生」が、韓国では移民者や永住者を中心とする外国人との「統合」が強調されている。その背景には、結婚移民者から成る多文化家族の存在が重要な位置を占めていることが考えられる。第三に、日本における外国人関連政策は、少子高齢化と関連し「専門的・技術的分野と評価されない外国人の受入れ」については、国民的「コンセンサス」、「議論」、「声」を踏まえつつ、政府全体で検討するとう方向性が強調されている。こうして点是非専門外国人労働者の受け入れの問題がまだ議論の段階にあり、消極的な姿勢であることを窺わせている。第四に、人権問題については、日本では新たな技能実習制度の構築に向けて「人権侵害等を行う団体・機関に対する罰則の整備等対応を強化」と、韓国では「移民者の人権尊重及び差別防止の制度化」が、言及されている。今後、人権問題を中心とする外国人政策と関連して、どこに焦点が当てられているか、この方向性の相違が注目される。

## 5. 終わりに

本稿では、少子高齢化の状況や予測において多くの類似点を見せている日本と韓国における多文化・多民族化の背景と現状、関連法と制度、最近の政策の方向性について検討し、比較を試みた結果、以下のことが明らかになった。

まず、日韓社会における外国人の現状については、両国ともにアジアからの移住者が多く、その中でも中国籍者の割合が最も高いという点や、外国籍を持ちながら民族的ルーツを同じくする人たちが一定比率を占め、主要な外国人の集団を形成し、非専門労働者として働いている点で共通していた。一方、最も多い在留資格では、明確な相違

が見られていた。日本では特別永住を含む永住外国人が、韓国では就業と関わる在留資格（訪問就業と非専門就業）を持つ外国人がそれぞれ半分を占めていた。こうした在留資格の相違とも関わり、韓国の場合、製造工場が集中している京畿道に3割以上の外国人が集中しているなど、日本に比べて特定地域への高い外国人人口の集中が見られた。

関連法と制度においては、両国ともに、いわゆるオールドカマー外国人の存在が、関連法の初期の対象でもあったこと、そして、経済状況を背景とする労働力不足から、民族的ルーツを同じくする外国籍者を含む外国人の非専門労働者の流入が始まり、その受け入れの拡大のために関連法や制度の整備が進められた点で共通していた。また、民族的ルーツを同じくする外国籍者以外にも、主に海外投資企業向けの産業技術研修制度のような形で、非専門外国人労働者の受け入れも進んでいた。主に経済水準が比較的に低い国々から「研修」という名目の下で外国人の研修生を受け入れ、実際、彼らの一部は低賃金の労働者として活用されてきた点も共通していた。

しかし、韓国においては、2004年に外国人に対する雇用制度が施行されることにより、大きな転換を迎え、非専門外国人労働者は「研修」生ではなく、「就業」者となった。場当たりの労働者や研修の対象者ではなく、有期契約の労働者となり、最低賃金の保障や産災時などにおける保険の対象ともなったのである。こうした点は、改善されつつあるといっても、まだ「技能実習」という枠組みの中で非専門外国人労働者の受け入れの議論を重ねてきている日本とは、対照的な展開として注目に値する。韓国では、一連の民主化後の政府において、雇用許可制（2004年）をはじめ、2000年代半ばを境に、外国人の権利と関わる法律や制度が整えられた経緯があった。2005年には、公職選挙法の改正により、永住権取得後3年以上経過した外国人に対して公職選挙権が付与され、2007年には「在韓外国人処遇基本法」が、2008年には「多文化家族支援法」（2008年）がそ



れぞれ施行されたのである。要するに、非専門労働者に対する雇用許可制の導入と、永住権を持つ（取得から3年が経過した）外国人に対する地方参政権の付与による政治参加機会の有無が、両国における外国人関連政策の最も大きな違いであると言える。

日韓の外国人関連政策における最近の方向性を検討したところ、両国では、経済・社会に活気を与えることが期待できる高度人材や留学生、観光客の確保に主眼が置かれている点で共通していた。また、安全保障問題や難民対策、不法滞在者管理問題についても関心が寄せられていた。その一方で、いくつかの相違点も見られており、とりわけ、外国人の受け入れをめぐる政府レベルでの認識の相違が目立った。日本では、一貫して「外国人」という表現が使われており、とりわけ、「専門的・技能的分野と評価されない外国人の受け入れについては、経済的効果、社会的コスト、産業構造、適切な仕組み、環境整備、治安等の幅広い観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ政府全体で検討」すること、「このため、諸外国の制度等について把握し、国民の声を積極的に聴取」することが、「第5次出入国管理基本計画」の具体的な施策方針として定められているなど、非専門外国人労働者の受け入れを今後どうするかということをめぐる議論の段階であり、慎重な姿勢であることが窺えた。韓国では、「外国人」という表現の他に、「(結婚)移民者」、「同胞」という表現が使い分けられており、結婚移民者や永住者を意識した「統合」政策が展開されている点で、その次の段階に向かっていっているように見えた。

近年、少子高齢化による人口減少の問題が重要な社会問題の一つとして浮上しており、関連機関からの人口予測は画期的な政策措置が必要であることを強く印象付けている日韓社会において、移民問題・外国人受け入れ問題をめぐる動きは、今後、一層加速化していくことが予想される。両国社会における外国人をめぐる共通点や相違点が、今後、どのような方向へ向かっていくか、引き続き、

注目していく必要がある。

すでに多くの欧米諸国では、労働力の不足問題を、海外からの移民の受け入れの拡大から改善策を探ろうとしてきた。そして、こうした移民の受け入れの拡大は、移民者の出身国の拡大とも連動してきた。その対象は、同じ人種的・民族的・宗教的カテゴリーに属すると認識されてきた国から、徐々に非同質的な国へと広がった。一つの例として、ヨーロッパやアメリカからの移民者を優遇するなど、有色人種に対して排他的な移民政策を展開してきたカナダが挙げられる。カナダでは、1967年に移民法の国籍条項を撤廃し、世界各地からの移民者に共通の基準を適用する「ポイント制」を導入してからも、景気とも連動して移民を抑えるなどの移民法の改正が行われてきたが、1980年代後半の人口予測調査発表により、こうした方向性に転換がもたらされた。この調査では、カナダの出生率の低下により、20世紀末までに総人口が減少し始め、カナダ経済の安定と競争力、並びに国民の全体的な生活の質に影響が及ぶであろうと予測された。その後、移民に関する規制が緩和され、高額所得者や投資家をカナダに引き寄せるためのビジネス移民枠など、新移民クラスが導入された。今日、カナダは、G8の国の中で、人口増加率が最も高い国となっている<sup>2)</sup>。

今後、日韓ともに、移民問題・外国人受け入れ問題を考えようとする動きも一層拡大していく中で、人口減少や労働力不足問題を先行して経験してきたカナダを始め、欧米の事例からは、どのような示唆を得られるか、さらなる比較研究を展開することが、今後の研究課題である。

## 註

- 1) 日本の総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/html/nc112120.html>) と国立社会保障・人口問題研究所のホームページ (<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/point.pdf>)。
- 2) 韓国の統計庁のホームページ (<http://kostat>).

go.kr/portal/korea/kor\_nw/2/2/6/index.board?bmode=read&bSeq=&aSeq=252623&pageNo=1&rowNum=10&navCount=10&currPg=&sTarget=title&sTxt=).

- 3) 1965年、日韓基本条約の締結に伴い締結された在日韓国人の法的地位（協定永住）について定めた日韓両国の政府間の協定により、在日韓国人2世までには「協定永住」という在留資格が与えられた。在日韓国人の3世以降については25年後に再協議することとした。1991年、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により在日韓国人3世以降にも永住許可が認められ、韓国籍者のみが対象となっていた協定永住者に、朝鮮籍、台湾籍の永住者が加えられ、「特別永住」という資格となった。

4) 表1 在日外国人数と韓国・朝鮮籍者数の推移

年度	外国人数 (人)	韓国・ 朝鮮籍者 (人)	割合 (%)	年度	外国人数 (人)	韓国・ 朝鮮籍者 (人)	割合 (%)
1950	598,696	544,903	91.0	1985	850,612	683,313	80.3
1955	641,482	577,682	90.1	1990	1,075,317	687,940	64.0
1960	650,566	581,257	89.3	1995	1,362,371	666,376	48.9
1965	665,989	583,537	87.6	2000	1,686,444	635,269	37.7
1970	708,458	614,202	86.7	2005	2,011,555	598,687	29.8
1975	751,842	647,156	86.1	2010	2,134,151	565,989	26.5
1980	782,910	664,536	84.9	2014	2,121,831	501,230	23.6

\*出典：総務省統計局政策総括官（統計基準担当）統計研修所のホームページ（<http://www.stat.go.jp/data/chouki/02.htm>）から作成。2014年末現在、韓国・朝鮮籍者501,230人のうち377,351人（75.3%）が特別永住者である。

- 5) このタームは、在日韓国・朝鮮人をオールドカマーとして前提している。これらの用語をめぐっては、来日時期のみを強調することで、在日韓国・朝鮮人の歴史的な背景が希釈される危険性があることなどから議論もあることについては述べておきたい。
- 6) 法務省による外国人統計は、2007年までは登録外国人数を基準にしてきたが、外国人登録制度の廃止に伴い、現在における外国人統計は3ヶ月以上日本に滞在する中長期外国人数と特別永住者数を合わせたものを基準としている。
- 7) 1970年代以降毎年増加し続けてきた在日外国人数は、2009年から2012年まで4年連続減少したが、2013年（1.6%増）と2014年（2.7%増）、2年連続増加を見せている。
- 8) 日系ブラジル人やペルー人を合わせた数を見ると、

1989年「出入国管理及び難民認定法」の改定（施行は1990年）以降、増加し続けてきたその数は、リーマンショックのあった2008年以降毎年減少している。2009年には12.7%、2010年には12.2%、2011年には7.8%、2012年には8.8%、2013年には4.1%、2014年には2.8%が前年比それぞれ減少した。その結果、2007年37万6,663人であった日系ブラジル人とペルー人の数は、2014年には15万3,275人も減少した22万3,388人となった。不況以降、日本における日系南米人についての処遇や政策の詳細については佐久間（2011）と旗手（2014）が参照される。

- 9) 前年比、在日外国人の増加率をみると、東京都では5.8%、神奈川県では3.4%、埼玉県では5.5%など、首都圏では比較的に高い増加率を見せている一方、大阪府では0.2%、愛知県では1.4%の低い増加率を見せている。
- 10) 朝鮮末期における開花派と守旧派との勢力争いの中で、1882年旧式軍隊の軍人たちに対する日本式軍隊との差別待遇や給料の未払いなどが起爆剤となって起きた大規模な軍事反乱。
- 11) 2009年9月現在、台湾国籍の韓国華僑は約2万400人、中国国籍者（韓国系（朝鮮族）は除く）は17万8,937人であり、韓国（朝鮮）系中国人も約38万人である。

表2 韓国華僑の人口変化

年度	旧華僑 (人)	新華僑 (-)	年度	旧華僑 (人)	新華僑 (人)
1883	209	-	1991	約22,000	67
1942	82,661	-	1997	23,802	23,571
1954	22,090	-	2002	21,782	36,297
1974	34,913	-	2009 (9月)	約20,400	178,937

出典：“한중역사 뒤엎힌 화교 이민사 (韓・中の歴史：絡み合った華僑の移民史)”ハンギョレ新聞インターネット版（2009.11.8）

<http://www.hani.co.kr/arti/society/area/386552.html>から再引用。

(인원발견연구원, “한국 화교의 경제활동 및 사회적 지위에 관한 연구”, 법무부 출입국·외국인 정책본부 등)

- 12) 雇用許可制には、「非専門就業」の在留資格による一般雇用許可制と、「訪問就業」の在留資格による特例雇用許可制がある。韓国雇用情報院の2009年データを用いた佐野（2010）の分析によると、一般雇用が23万5,836人、特例雇用が31万1,040人の計54万6,876人であり、外国人労働者の75%を占めているという。性別にみると、一般雇用の

場合は男性が90%、女性が10%であり、特例雇用の場合は男性50.7%、女性49.3%である。国籍別には、一般雇用の場合、ベトナム(26.4%)、タイ(14.3%)、フィリピン(12.9%)、インドネシア(12.5%)の順であり、特例雇用の場合、韓国系中国人が98%で圧倒的に多い。業種別には、一般雇用の場合、製造業が86.6%、建設業が7.6%である。サービス業への就業が許可されている特例雇用の場合は、サービス業(36%)、製造業(33%)、建設業(29%)の順である(佐野 2010:42-43)。

- 13) 同法律により、韓国華僑は滞在許可の延長許可や出国に際し、再入国許可が必要となり、外国人の政治活動が禁止された。また、一年以上滞在する外国人は14歳になってから60日以内に指紋押捺、14歳以上の外国人は居留期間延長の際に指紋押捺が義務づけられた(李月順 2010:57)。
- 14) 韓国華僑を中心とした外国人関連法については、李月順(2010)に基づいている。
- 15) 2006年、地方選挙の実施の際に、法律制定後、初めて選挙権を行使できる資格をもつ外国人(6,579人)のうち、ほとんどは台湾国籍の韓国華僑(6,511人)であった(李月順:2010:57)。
- 16) 多文化家族支援法第2条には「多文化家族」と「結婚移民者等」について以下のように定義されている。  
第2条(定義) この法律で使用する用語の意味は次のとおりである。  
1 「多文化家族」とは、次のいずれかに当該する家族という。  
a 「在韓外国人処遇基本法」第2条第3号の結婚移民者及び「国籍法」第2条により出生時から大韓民国国籍を取得した者により構成された家族  
b 「国籍法」第4条により帰化許可を受けた者及び同法第2条により出生時から大韓民国国籍を取得した者により構成された家族  
2 「結婚移民者等」とは、多文化家族の構成員で次のいずれかに該当する者をいう。  
a 「在韓外国人処遇基本法」第2条第3号の結

#### 婚移民者

b 「国籍法」第4条により帰化許可を受けた者

\* 日本語訳は白井(2008:158)から引用。

- 17) 法律の日本語訳は白井(2008)から引用。
- 18) 「出入国管理及び難民認定法」第61条の10:法務大臣は、出入国の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画(以下「出入国管理基本計画」という。)を定めるものとする。
- 19) その主な内容は、地域社会の中で自立・安定した社会生活が営まれる観点から、日系人に係る入国等の要件の見直しを検討すること、そして日系人子女の健全な育成などのための在留期間更新などの審査における就学状況の確認などであった。
- 20) 「追跡!消えた日系ブラジル人」NHK静岡、2015年6月26日。
- 21) 「在韓外国人処遇基本法」第5条(外国人政策の基本計画)①法務部長官は、関係する各行政機関の長と協議して5年毎に外国人政策に関する基本計画を樹立しなければならない。
- 22) 「在韓外国人処遇基本法」第6条(年度別施行計画)①関連した中央行政機関長は、基本計画に基づき、所管別に年度別施行計画を樹立、施行しなければならない。②地方自治団体の長は中央行政機関の長が法令に基づき委任した事務に関する当該中央行政機関の長が樹立した施行計画に基づき、当該地方自治団体の年度別施行計画を樹立・施行しなければならない。
- 23) 2015年2月6日に開かれた「低出産・高齢社会委員会」の会議での発言である。
- 24) G8国の2006年対比2011年の人口増加率をみると、カナダは5.9%で最も高く、続いてアメリカ4.4%、イギリス3.5%、イタリア3.2%、フランス2.8%、日本0.05%、ロシア0.1%、ドイツは-0.8%である。カナダの統計庁のホームページ(<http://www12.statcan.ca/census-recensement/2011/as-sa/98-310-x/2011001/fig/fig1-eng.cfm>)。

## 【文献】

- 佐久間孝治、2011、『外国人子どもの教育問題：政府内懇談会における提言』、勁草書房
- 佐野孝治、2010、「外国人労働者政策における『日本モデル』から『韓国モデル』への転換：韓国における雇用許可制の評価を中心に」、『福島大学地域創造』第22巻（第1号）、福島大学、37-54
- 白井京、2008、「在韓外国人処遇基本法：外国人の社会統合と多文化共生」、『外国の立法』235、国立国会図書館調査及び立法考査局、135-145
- 、2008、「韓国の多文化家族支援法：外国人統合政策の一環として」、『外国の立法』238、国立国会図書館調査及び立法考査局、153-157
- 、2010、「韓国における外国人政策の現状と今後の展望：現地調査をふまて」、『外国の立法』243、国立国会図書館調査および立法調査局、159-176
- (財)自治体国際化協会、2008、『カナダの移民政策及びその主要都市への影響』（<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/50.pdf>）
- (財)自治体国際化協会ソウル事務所、2011、『韓国における多文化政策の取り組み』（<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/367.pdf>）
- 旗手明、2014、「外国人労働者政策の大転換か：働き出した外国人労働者の受け入れ」、『別冊環』20、藤原書店、100-110
- 宮島喬、2014、「移民政策の現在と未来」、『別冊環』20、藤原書店、46-56
- 李月順、2010、「韓国の学校における『多文化家庭』の子どもの教育と課題」、『京都精華大学紀要』第三十六、55-71
- 법무부, 2015, '출입국·외국인정책 통계월보' (2014년 12월호) (法務部、『出入国・外国人政策統計月報』)
- 법무부, 2015, '2015 지방자치단체 외국인정책 시행계획 (1)' (法務部、『地方自治団体外国人政策施行計画』)
- Appadurai, Arjun, 2006, *Fear of Small Numbers: An Essay on the Geography of Anger*, Duke University Press. (= 藤倉達郎訳、2010、『グローバルバリエーションと暴力：マイノリティーの恐怖』、世界思想社)